

群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 7 年 8 月 6 日

群馬県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖義

群馬県後期高齢者医療広域連合規則第 2 号

群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則(平成 19 年広域連合規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 8 号を同項第 9 号とし、同項第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 特定個人情報の有無

第 3 条第 1 項中「第 8 条第 1 項ただし書」の次に「及び条例第 8 条の 2 第 2 項」を加える。

第 4 条第 1 項中「規定により保有個人情報の外部提供」を「規定による保有個人情報の外部提供又は条例第 8 条の 4 の規定による保有特定個人情報の外部提供」に改め、同条第 3 項中「保有個人情報」の次に「又は保有特定個人情報」を加える。

第 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(訂正をした旨の提供先等への通知)

第 8 条の 3 条例第 23 条第 5 項の規定による通知は、個人情報訂正通知書 (様式第 22 号) により行うものとする。

別表中

「

マイクロフィルム 電磁的記録	印刷物に出力したもの (日本工業規格 A 列 3 番の大きさにまでもものに限る。)	1 枚につき 10 円
	録音テープに複写したもの	1 本につき 200 円
	ビデオテープに複写したもの	1 本につき 300 円
	フレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	1 枚につき 100 円
	光ディスク (コンパクトディスクレコードブルに限る。) に複写したもの	1 枚につき 200 円
	業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額

」

を

「

電磁的記録	光ディスク (コンパクトディスクレコードブルに限る。) に複写したもの	1 枚につき 200 円
	業務委託による写しの作成	当該業務委託で定める額

」

に改める。

様式第 1 号及び様式第 3 号中

「

☐ 氏名	☐ 識別番号	☐ 性別	☐ 生年月日
☐ 住所	☐ 本籍	☐ 国籍・外国人情報	
☐ 電話番号	☐ 印影	☐ 家族状況	☐ 親族関係
☐ その他（ ）			

を

」

「

☐ 個人番号	☐ 氏名	☐ 性別	☐ 生年月日
☐ 住所	☐ 識別番号	☐ 本籍	
☐ 電話番号	☐ 印影	☐ 家族状況	☐ 親族関係
☐ その他（ ）			

に、

」

「

(根 拠) 条例第 8 条第 1 項第 号に該当

を

」

「

(根 拠) 条例 (☐ 第 8 条第 1 項第 号・ ☐ 第 8 条の 2 第 2 項・ ☐ 第 8 条の 4) に該当
--

に、

」

「

法令等の閲覧等の制度	☐ 無	☐ 有	法令等名 ()
------------	----------------------------	----------------------------	----------

」

を

「

法令等の閲覧等の制度	☐ 無	☐ 有	法令等名 ()
特 定 個 人 情 報	☐ 無	☐ 有	

」

に改める。

様式第 4 号中「第 8 条第 1 項第 号」を「(☐ 第 8 条第 1 項第 号・☐ 第 8 条の 2 第 2 項)」に、「第 1 号」を「第 8 条第 1 項第 1 号」に改める。

様式第 5 号中「第 8 条第 1 項第 号」を「(☐ 第 8 条第 1 項第 号・☐ 第 8 条の 2 第 2 項)」に改める。

様式第7号中「第8条第1項第 号」を「(□第8条第1項第 号・□第8条の4)」に改める。

様式第10号中「第17条」を「(第17条・第17条の2)」に改める。

様式第11号中「第18条」を「(第18条・第18条の2)」に改める。

様式第21号の次に次の1様式を加える。

様式第 22 号（第 8 条の 3 関係）

個人情報訂正通知書

第 号
年 月 日

様

群馬県後期高齢者医療広域連合長 印

次のとおり個人情報を訂正したので、群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例第 23 条第 5 項の規定により通知します。

訂 正 の 種 類		☐ 訂 正 ☐ 部 分 訂 正	訂正年月日	年 月 日
訂正請求に係る個人情報 の件名又は内容				
訂 正 す る 箇 所				
訂 正 の 内 容	訂 正 前			
	訂 正 後			
所 管 課		電 話 番 号		

附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第3条の改正規定、様式第10号及び様式第11号の改正規定は平成28年1月1日から、第8条の2の次に1条を加える改正規定及び様式第21号の次に1様式を加える改正規定は公布の日から施行する。